

鹿沼市告示第 1 9 9 号					
公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告					
国税徴収法第 9 5 条の規定により差押財産を公売することを公告する。 国税徴収法第 9 9 条の規定により見積価額を公告する。					
令和 8 年 9 月 1 8 日			鹿沼市長 松 井 正 一		
売却区分	公 売 財 産 の 表 示 及 び 公 売 保 証 金				
の 番 号	名 称 、 性 質 及 び 所 在		見 積 価 額	公 売 保 証 金	
別紙公売財産明細書のとおり					
公売の 日 時	公 売 開 始 の 日 時	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水） 午後 2 時 0 0 分		買受人の資格 その他の要件	1 国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条第 1 項に該当しない者であること。 2 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。
	公 売 締 切 り の 日 時	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水） 午後 2 時 1 0 分			
公 売 の 場 所		鹿沼市役所 行政棟 5 階 5－1 会議室		そ の 他	1 公売保証金の提供及び買受代金の納付は現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局の振出しのもの）に限ります。 2 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。 3 暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札することはできません。 4 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出してください。また、共同で入札する場合には、共同入札者を定め、その書面を提出してください。 5 一度提出した入札書の引換、変更又は取消しできません。また、入札価格を訂正したものは無効として取扱います。 6 見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。 7 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。但し、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 8 最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高価入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込は、入札書に希望の有無を記載してください。 9 見積価格額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価格の変更は行いません。 10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 11 公売財産の取得時期は買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。 12 鹿沼市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。 13 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるものも売却決定の日時までに完了してください。 14 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付しますので、保管人から財産を受取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、鹿沼市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。 15 上記13については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに売却決定日までに提出してください。 16 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 17 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります。 18 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
公 売 の 方 法		期 日 入 札			
開 札 の 日 時		令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水） 午後 2 時 1 1 分			
開 札 の 場 所		鹿沼市役所 行政棟 5 階 5－1 会議室			
売 却 決 定 の 日 時		令和 8 年 1 2 月 2 日（水） 午後 3 時 0 0 分			
売 却 決 定 の 場 所		鹿沼市役所 2 階 納税課内			
買 受 代 金 の 納 付 期 限		令和 8 年 1 2 月 2 日（水） 午後 3 時 0 0 分			
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出について		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他の公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当鹿沼市役所に用意してあります。			

公売財産明細書（不動産）

売却区分番号	1	見積価額	6, 2 4 6, 0 0 0 円	
		公売保証金	6 3 0, 0 0 0 円	
不動産の表示 （未登記家屋以外は 登記簿の表示による）	所在地：鹿沼市千渡字西久保 地番：1834 番 4 地目：公衆用道路 地積：78.00 m ²		所在地：鹿沼市千渡字西久保 1834 番地 5 家屋番号：1834 番 5 の 1 種類：居宅 構造：木造スレート葺平家建 床面積：49.68 m ²	
	所在地：鹿沼市千渡字西久保 地番：1834 番 5 地目：宅地 地積：308.70 m ²		所在地：鹿沼市千渡字西久保 1834 番地 5 家屋番号：1834 番 5 の 2 種類：居宅 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：40.99 m ²	

不動産の概要	ア 市街化区域 第一種中高層住居専用地域 指定建蔽率 60%（基準建蔽率 70%） 指定容積率 200% イ 間口約 16m、奥行最大約 23m、規模 308.70 m²の台形に近い不整形の角地。道路とは概ね等高に接面。1834 番 4 の土地は道路敷地。地勢は概ね平坦。 ウ 上下水道有、都市ガス無。 エ 南東側が幅員 4.6mの舗装市道（1025 号線）に、北東側が幅員 4.0mの舗装私道（建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号・位置指定道路・指定日昭和 51 年 7 月 19 日・指定番号 3910）に接面。道路の系統連続性は普通。 オ 標準的使用 低層戸建住宅地 カ 建物及びその敷地としての最有効使用は低層戸建住宅及びその敷地であるが、本件の対象建物は経済的残存耐用年数を既に全うしていること、及び敷地の規模から判断しても建物は過少であり、土地と建物の均衡状態からはかなり乖離しており、不動産としての経済合理性からかなり逸脱している。よって、これらの事を総合的に勘案した結果、最有効使用の観点から建物は取り壊して更地化することが最善。 以 下 余 白
その他の事項	・対象物件については、現況引渡となります。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ・掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 ・対象物件内には居住者が居ります。市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは 全て買受人の責任において行うことになります。 ・公売財産の権利移転に伴う登録免許税・その他の費用は、買受人の負担となります。 ・電柱等が対象物件内にある場合、電柱所有者との間で手続が必要になることがあります。 ・公売前の現地等の確認は、入札参加者自ら行なってください。 ・公売公告の内容(図面、地図、写真等)は、鹿沼市役所財務部納税課で閲覧することができます。 ・公売手続を中止することがありますので、買受希望者については事前にお問い合わせください。